## 令和4年 第10回 福岡市東区選挙管理委員会

## 7月10日(日)

## 【議題】

- 1 議案第51号 参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更 に関する専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第52号 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決 処分の承認を求めることについて
- 3 議案第53号 選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和4年7月20日(水)午前10時00分~

## 議案第51号

参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更に関する専決 処分の承認を求めることについて

投票管理者の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の 規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告 し、承認を求める。

令和4年7月10日

福岡市東区選挙管理委員会 委員長 渡辺裕江

## (根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

#### 第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれ を委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

#### 専決第7号

参議院議員通常選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年7月8日

福岡市東区選挙管理委員会 委員長 渡辺裕江

#### 別紙のとおり

#### (根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

#### 地方自治法施行令

#### 第百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、 又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定 により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、 委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

## 公職選挙法施行令

#### 第二十四条

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙

の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

## 第二十五条(表示及び訂正等)

市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(略)を告示しなければならない。

## 議案第52号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を 求めることについて

投票立会人の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日

福岡市東区選挙管理委員会 委員長 渡辺裕江

## (根 拠)

・議決 地方自治法施行令第137条第1項及び第2項の規定による。

#### 第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれ を委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

### 専決第8号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における東区の投票区の投票立 会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇が ないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処 分する。

令和4年7月8日

福岡市東区選挙管理委員会 委員長 渡辺裕江

別紙のとおり

#### (根拠)

- ・専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

## 地方自治法施行令

第百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

#### 公職選挙法

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録 された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任 し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

## 議案第53号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年7月10日

福岡市東区選挙管理委員会 委員長 渡辺 裕江

1 抹消する者の数 749 人内訳 死亡者 207 人市外転出者 542 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和4年7月10日

#### (根 拠)

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

#### 第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者 について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ち に選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該 当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所 を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外 選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

## ※前条第一項の規定

## 第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、 直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。 令和4年7月10日 抹 消 者 数

投	票	区	3	死亡者合計	-	Ē	転出者合計		抹消者計					
			男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1 馬		第一	3	2	5	8	9	17	11	-11	22			
2 馬		第二	4	1	5	8	7	15	12	8	20			
3 箱		第一	2	<sup>3t</sup> × 1	3	8	14	22	10	15	25			
4 箱		第二	4	2	6	5	6	11	9	8	17			
5 箱		第三	2	5	7	.3	9	12	5	14	19			
6 筥		第一	0	2	2	8	10	18	8	12	20			
7 열		第二	2	3	5	12	15	27	14	18	32			
8 열		第三	2	3	5	11.	13	24	13	16	29			
9 松		第一		1	2	10	8	18	11	9	20			
10 松		第二	3	0	3	8	6	14	11	6	17			
11 名		第一	5	3	8	. 7	5	12	12	8	20			
12 名		第二	2	3	5	2	2	4	4	5	9			
13 <del>T</del>		早	2	4	6	16	16	32	18	20	38			
14 千			2	2	4	2	2	4	4	. 4	- 8			
15 香		陵	0	0	0	3	2	5	3	2	13			
16 香 17 城		<u>浜</u> 浜	1	4	5	2	6	8	2	10	6			
			6	5	5 11	.0 17	13	30	23	18	41			
18 多 19 多			2	1	3	2	2	4	4	3	7			
20 八		<del>罗</del> —	4	2	6	2	2	4	6	4	10			
21 青		第一	2	3	5	1	3	4	3	6	9			
22 青		第二	5	2	7	3	0	3	8	2	10			
23 舞			4	1	5	6	3	9	10	4	14			
24 舞			1	1	2	1	1	2	2	2	4			
25 若		第一	3	0	3	5	4	9	8	4	12			
26 岩		第二	2	1	.3	4	0	4	6	1	7			
27 香		第一	· 1	1	2	6	9	15	7	10	17			
28 香		第二	1	1	2	8	5	13	9	6	15			
	椎下原		0	2	2	2	1	3	2	3	5			
	椎下原		0	.1	- 1	18	11	29	18	12	30			
	椎東		3	2	5	5	6	11	8	8	16			
	椎東		0	3	3	0	2	2	0	·5	5			
	住ヶ丘		6	6	12	13	13	26	19	19	38			
	住ヶ丘		2	2	4	3	1	4	5	3	8			
35 和		第一	1	2	3	8	10	.18	9	12	21			
36 和			3	3	6	2	6	8	5	9	14			
37 Ξ		苫	2	3	5	10	6	16	12	9	21			
38 奈		第一	4	0	4	6	1	7	10	1	11			
39 奈		第二	2	1	3	0	0	0		1	3			
	和台		2	1	3	3	. 5	8	5	6	11			
41 美	和台	第二	2	. 5	7	12	8	20		13	27			
	白東		2	.4	6	- 3		3		4	9			
	]白東		5	.1	6	14	10	24		11	30			
	戸崎		5	4	9	3	2	5		6	1.4			
	戸崎		0	1	1	3	2	5		3	6			
46 志		第 一	0	1	1	0	0	0		1	1			
47 志		第二	0	<u> </u>	1	0	0	0			1			
48 志		第三	0	0	0	0	1	1	0	1	1			
49 照		第一	0	0	0	1	2	3	1	2	3			
50 既		第二	0	0	0	5	3	8		3	7.40			
	合 計	T	107 <sup>-</sup>	100	207	279	263	542	386	36.3	749			

# 選挙人名簿登録者数調べ

		選 <b> </b>																			
			日現在	令 和 4	年 7 月	10 日					移			替						手7月10	
投 票 区				-		消					抹消			登録						录 者	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2,633	2,954	5,587	11	11	22		4	0			0			0			. 0		2,943	5,565
2馬出第二	2,176	2,281	4,457	12	8	20			0			0			0			0	2,164	2,273	4,437
3 箱 崎 第 一	2,635	3,006	5,641	10	15	25		·	0			0			0			.0	2,625	2,991	5,616
4 箱 崎 第二	2,978	2,995	5,973	9	8	17			0			0			0			0	1	2,987	5,956
5 箱 崎 第 三	2,807	3,283	6,090	5	14	19			0			0			0			0	2,802	3,269	6,071
6 筥 松 第 一	2,820	2,558	5,378	8	12	20			0			0			0			0	-,011	2,546	5,358
7 筥 松 第 二	3,672	3,777	7,449	14	1.8	32			0			0			0			0		3,759	7,417
8 筥 松 第 三	3,170	2,892	6,062	13	16	29			0			0			0			0	3,157	2,876	6,033
9 松島第一	2,976	2,436	5,412	11	9	20			0			0		, .	0			0		2,427	5,392
10 松 島 第 二	3,176	3,240	6,416	-11	6	17			0			0			0			0		3,234	6,399
11 名 島 第 一	4,474	4,931	9,405	12	.8	20			0			0			0			0		4,923	9,385
12 名 島 第 二	1,937	2,119	4,056	4	5	9			0			0		-	0			0		2,114	4,047
13 千 早	4,566	5,916	10,482	18	20	38			0			0			0			0	-	5,896	10,444
14 千 早 西	2,472	2,902	5,374	4	4	8			0			0			0			0		2,898	5,366
15 香 陵	2,044	2,460	4,504	3	2	5			0		-	0		-	0			0	-	2,458	4,499
16 香 椎 浜	2,746	3,587	6,333	3	10	13			0		-	0	-		0			0		3,577	6,320
17 城 浜	1,106	1,538	2,644	2	4	6			0		-	0	:	-	0			0		1,534	2,638
18 多々良第一	4,990	4,455	9,445	23	18	41			0		-	0		-	0			0		4,437	9,404
19多々良第二	1,049	1,207	2,256	4	3	7			0			0		_	0				_	1,204	2,249
20 八 田	2,529	3,148	5,677	6	4	10			0		-	0		-	0		-	0	+	3,144	5,667
21 青 葉 第 一	2,523	2,947	5,470	3	6	9			0		-	0		-	0			0		2,941	5,461
22 青 葉 第 二	1,989	2,220	4,209	8	2	10			0		-	0		-	0			0	+	2,218	4,199
23 舞松原第一	1,763	2,002	3,765	10	4	14			0		-	0			0			C		1,998	3,751
24 舞松原第二	2,127	2,564	4,691	2	2	4			0		-	0			0			<u> </u>	+	2,562	4,687
25 若 宮 第 一	2,453	2,722	5,175	8	4	12			0			0		· ·	0	-	ļ	0	1	2,718	5,163
26 若 宮 第 二	1,416	1,473	2,889	6	1	7			0		-	0			0		-	- 0		1,472	2,882
27 香 椎 第 一	2,852	3,091	5,943	7	10	17			0			0			0			<u> </u>		3,081	5,926
28 香 椎 第 二	2,153	2,499	4,652	9	6	15			0		-	0			0		·	<u> </u>		2,493	4,637
29 香椎下原第一	1,599	1,659	3,258	2	3	5			0		-	0		-	0		-			1,656	3,253
30 香椎下原第二	4,494	4,085	8,579	18	12	30			0	<del>                                     </del>		0			0		ļ		+	4,073	8,549
31 香椎東第一	2,938	3,147	6,085	8	8	16			0		-	0		-	0					3,139	6,069
32 香椎東第二	2,450	2,716	5,166	0	5	5			0	<del>                                     </del>	-	0			0		-			2,711	5,161
33 香住ヶ丘第一	4,531	4,331	8,862	19	19	38			0		-	0			0					4,312	8,824
34 香住ヶ丘第二	2,388	2,773		5	3	8			0	<del>                                     </del>	_	0			0				_	2,770	5,153 4,944
35 和 白 第 一	2,400	2,565		9	12	21			0	<del>                                     </del>	_	0			0		-	0		2,553 3,084	5,830
36 和 白 第 二	2,751	3,093		5	9	14			0		+	0			0				<del>                                     </del>	3,084	7,385
37 三 苫	3,571	3,835		12	9	21			0	+		0		-	0	<b>—</b>	1	(	1	2,739	5,093
38 奈 多 第 一	2,364	2,740		10	- 1	11			0	+	+	0		1	0					1,395	2,578
39 奈 多 第 二	1,185	1,396		2	1	3				+		0		1	0		<b> </b>			3,404	6,379
40美和台第一	2,980	3,410	-	5	6	11			0	_	-	0		1	0	<del>                                     </del>				3,404	6,720
41 美和台第二	3,135	3,612		14	13	27			0		1	0			0			(			5,452
42 和白東第一	2,593	2,868		5	4	9			0	_	-	0			0	<del></del>			_	2,864	5, <del>4</del> 52 4,884
43 和白東第二	2,348	2,566		19	11	30			0			0		1	0	<del></del>	†			2,064	3,892
44 西戸崎第一	1,836	2,070		8		14			0		+	0	_	<del> </del>	0	<del>                                     </del>					1,233
45 西戸崎第二	585	654		3	3	b			1 0		-	0		1	0					502	933
46 志 賀 第 一		503		0	- 1	1			1 0		-	0			0	+			73		174
47 志 賀 第 二	73	102		0	- 1	1			1 0		1	-		+	0	<b>†</b>					235
48 志 賀 第 三		126		0	1	1			0			0		+	0				1,284		2,659
49 照 葉 第 一 50 照 葉 第 二	1,285	1,377		- 1	2	3			1 0		-	0			0	_		1	3,024	3,332	
	3,029 123,308	3,335 134,166	-	386	363	749	0	0	0		0 0		_	0 0		-		-	122,922		
合 計	123,308	134,100	237,474	380	303	749	U	0	0		0			J 0	<u> </u>		1	1 (	122,322	100,000	200,720